

多治見市立陶都中学校「いじめ防止基本方針」

多治見市立陶都中学校

令和5年4月一部改定

1 基本的な構え

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条第1項

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。 「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」

(2)基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、いじめはいつでも、どこでも、誰もが起こしえて、誰に対しても起こりえるという認識と、今も密かに進行中かもしれないという危機感を常にもち、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、全教育活動を通じていじめの防止等のための対策を行う。

※いじめを受けた生徒が、学校での授業を受ける権利、仲間と共に様々な行事に参加する権利を侵害されること、また二次的に進学や就職などの将来の進路選択にも影響を与え得るということを共通理解できるように児童生徒・保護者に周知する。

(3)学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

本方針についての共通理解や保護者及び関係者との連携を図るために、本方針を生徒、保護者、関係機関に周知する。

2 いじめ防止のための取組

(1)本年度の重点

- 自他を公平かつ客観的に見つめる目を養うことで、自分や仲間のよさを見つけ、認めようとする心情や、自分や仲間を大切にしようとする心情を育む。
- 道徳授業や日常の教育活動の中で、仲間のよさを見つけ、認める活動を増やす。
- 生徒会活動を通して、生徒個々に集団への所属感を十分に味わわせ、生徒集団に自治力や自浄能力を育むとともに、自己有用感を高める。

(2)いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- ①学校の伝統となる価値ある活動を生徒が自主的に行うことを支援し、その活動の中で生徒個々が集団への所属感を味わい、仲間を大切にできるようにする。
- ②生徒の豊かな情操と道徳心を養うため、全教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

③いじめは被害者の人生を左右する重大な人権侵害であるという共通理解をもてるよう、全校職員・生徒・保護者への周知、広報を行う。

(3) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- ①全教育活動を通して自他の生命や人権を大切にする心を育てる。
- ②生徒が他者と関わり、適切な人間関係を築けるような表現力、コミュニケーション能力を培う。
- ③人とのつながりを大切にした学校行事、体験活動を推進する。
- ④生徒の自尊感情を育み、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動 (生徒会活動・委員会活動・係活動・学校行事等)を推進する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめ防止のために保護者及び生徒に啓発活動を行う。

- ① SNS でのやりとりや情報発信に関わる事案に関しては、家庭での教育や指導によって予防することが必要であることを保護者に周知する。
- ② 個人情報の取り扱いに関する啓発活動を継続して行う。
- ③ SNS等による個人情報の拡散は重大な人権侵害行為であることを職員・生徒・保護者と共通理解できるように周知する。
- ④ ③の事案について、特に児童ポルノ関連の事案に関しては被害の拡大を防ぐため、直ちに警察や行政機関に情報を提供し、連携を図ることを職員・生徒・保護者に周知徹底する。

(5) 職員の学級経営力向上及び人権感覚を高めるための研修を行う。

- ① 生徒が望ましい方向に行動するように導く価値付けや方向づけの指導に関する研修
- ② 生徒一人一人の状況に軸足を置いた教科指導、生徒指導に関する研修
- ③ 生徒一人一人の人権に配慮した指導に関する研修

(6) 対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- ① いじめ防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)
- ③ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめに関する生徒の理解を深めること
- ④ 年間5回(内2回は外部専門家を含む)開催する。ただし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- ⑤ 「いじめ防止対策委員会」の構成員
(◎は、いじめ担当教諭として本会議の主務を担当する)
校長、教頭、◎生徒指導主事、学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭、特別支援教育コーディネーター
※必要に応じて保護者代表、主任児童委員、学校評議員等の第三者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理及び福祉の専門家を招請する。
- ⑥ 被害者を守るという観点から、必要に応じて(暴行・強要・児童ポルノ等が相当)警察や行政機関に情報を提供し、連携を図ることを職員・生徒・保護者に周知徹底する。

3 いじめの早期発見に向けた取組

- (1)「いじめはどの学校、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見つける。
(授業巡回、給食、掃除指導等の様々な場面で表情、言動、服装、児童生徒相互の関係性、持ち物等の変化)
- (2)変化がある生徒が見つかった場合は、組織として情報を共有して問題の早期解決を図る。

(3)生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施し、組織として情報を共有する。

・アンケート調査(学校独自2回、多治見市調査4回、岐阜県調査3回)を実施する。

(4)生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談担当者を定め、生徒及び保護者に明示する。

- ① スクールカウンセラー等教育相談担当者の紹介(出勤日及び依頼方法)
- ② いじめ相談窓口の設置(担任、学年主任、いじめ担当教諭等を示すが、基本は「いつでも誰にでも。一番相談しやすい人に」)
- ③ 市教育相談室や子どもの権利相談室、子ども相談センター等関係機関の相談窓口の紹介

4 いじめ問題発生時の対応

(1)いじめ問題発生時・発見時の初期対応

- ・いじめを察知した場合は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、すみやかに事実の有無の確認等必要な措置を講ずる。
- ・いじめの兆候を把握したら、速やかにかつ丁寧に事実確認を行うとともに、いじめと認められる場合は多治見市教育委員会に報告する。

(2)いじめをなくす指導

- ① あいさつ活動の励行等を行い、誰に対しても気軽に声をかけ合える関係を築くことで、いじめのおきにくい環境整備につとめる。
- ② いじめの事実が確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、毅然とした指導を行うとともに、いじめを受けた生徒や保護者に対する支援を行う。いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。また、いじめを行った生徒に対しては、保護者と連携して自らの行為を悔い改めるための指導を行うとともに、いじめの行為に至った背景を理解し、状況改善を図るとともに生徒へのカウンセリングを行う。
- ③ いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ④ 保護者との連携の下、自分の行為を振り返る中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ⑤ いじめを受けた生徒に対しては保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分に配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ⑥ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはせず、いじめを受けた生徒に対する行為が止んでいる状態が相当の期間(三か月を目安とする)継続しており、なおかつ、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるとき、いじめが「解消している」状態と判断するものとする。
- ⑦ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめや、被害者を守る観点から必要と考えられる事案(暴行・強要・児童ポルノ等が相当)については、多治見市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3)重大事態への対応

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間(30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。また、子どもや保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その意向を踏まえ重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

- ①いじめを受けた生徒が身体に重大な被害を被った(恐れがある)場合は、保護者へ報告するとともに、校長の判断で救急車の要請や医療機関への連絡等を速やかに行う。また、いじめの行為をやめなかったり、いじめの内容が犯罪行為に相当したりした場合は、速やかに警察に通報する。
 - ②学校は重大事態であると判断した場合、多治見市教育委員会を通じて、市長へ直ちに報告する。
 - ③学校は「いじめ防止対策委員会」を緊急招集し、子どもや関係者に対して直接的な調査を行う。この場合、調査結果の公平性・中立性の確保及び生徒や関係者のプライバシーに対して十分配慮する。
 - ④学校は、調査結果及び多治見市教育委員会からの助言をもとにして、いじめを受けた生徒への支援を行うとともに、保護者と連携して生徒の心のケアに努める。
 - ⑤いじめた生徒に対しては、保護者と連携して自らの行為を悔い改めるための指導を行う。それに加えて、いじめの行為に至った背景を理解し、状況改善を図るとともに生徒へのカウンセリングを行う。
 - ⑥当該生徒の他に、周囲の生徒も大きな影響を受けているおそれがあるため、スクールカウンセラー等の専門職を配置し、生徒に対して心のケアに努める。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について多治見市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

5 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの未然防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめの対応及び再発防止に関すること。

6 個人情報の取扱い

個人調査(アンケート等)について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要になることから、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は該当の生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録と同様に保存期間を5年とする。